

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

①地域の人口構造

本市の人口は緩やかな増加が続いているが，表1及び図1をみると，昭和60年では26.4%を占めていた年少人口の割合はその後徐々に低下し，平成27年には12.9%まで減少している。

一方，高齢者人口の割合は昭和60年に7.2%だったものが，平成27年には27.7%まで上昇している。

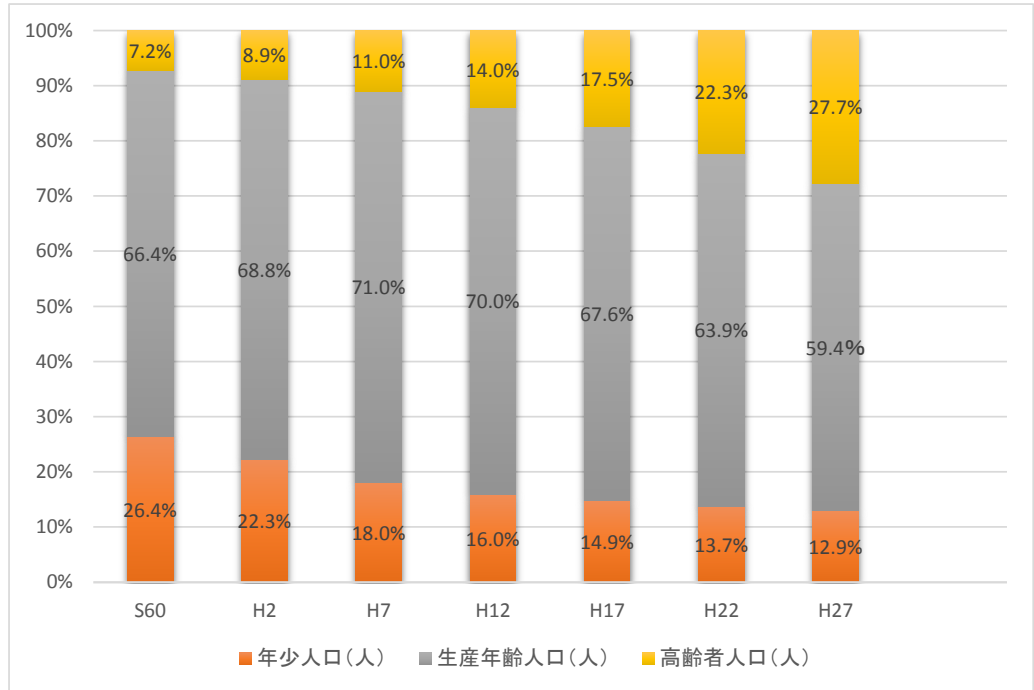
世帯当たりの人員については，昭和60年から平成27年にかけて，約1人減少している。

表1 人口及び世帯数の推移

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
人口総数(人)	55,924	59,092	60,667	62,287	64,435	66,093	67,879
年少人口(人)	14,788	13,184	10,920	9,963	9,602	9,079	8,775
生産年齢人口(人)	37,124	40,647	43,073	43,586	43,555	42,266	40,276
高齢者人口(人)	4,012	5,261	6,674	8,738	11,278	14,748	18,828
人口増加率(%)	8.9	5.7	2.7	2.7	3.4	2.6	2.7
世帯数(世帯)	16,083	17,754	19,851	21,539	23,552	25,199	27,451
世帯当たりの人員(人/世帯)	3.48	3.33	3.06	2.89	2.74	2.62	2.47

出典) 総務省統計局 国勢調査

図1 年齢3区分別人口構成



出典) 総務省統計局 国勢調査結果

※年少人口：0歳から15歳の人口
 ※生産年齢人口：15歳から64歳までの人口
 ※高齢者人口：65歳以上の人口

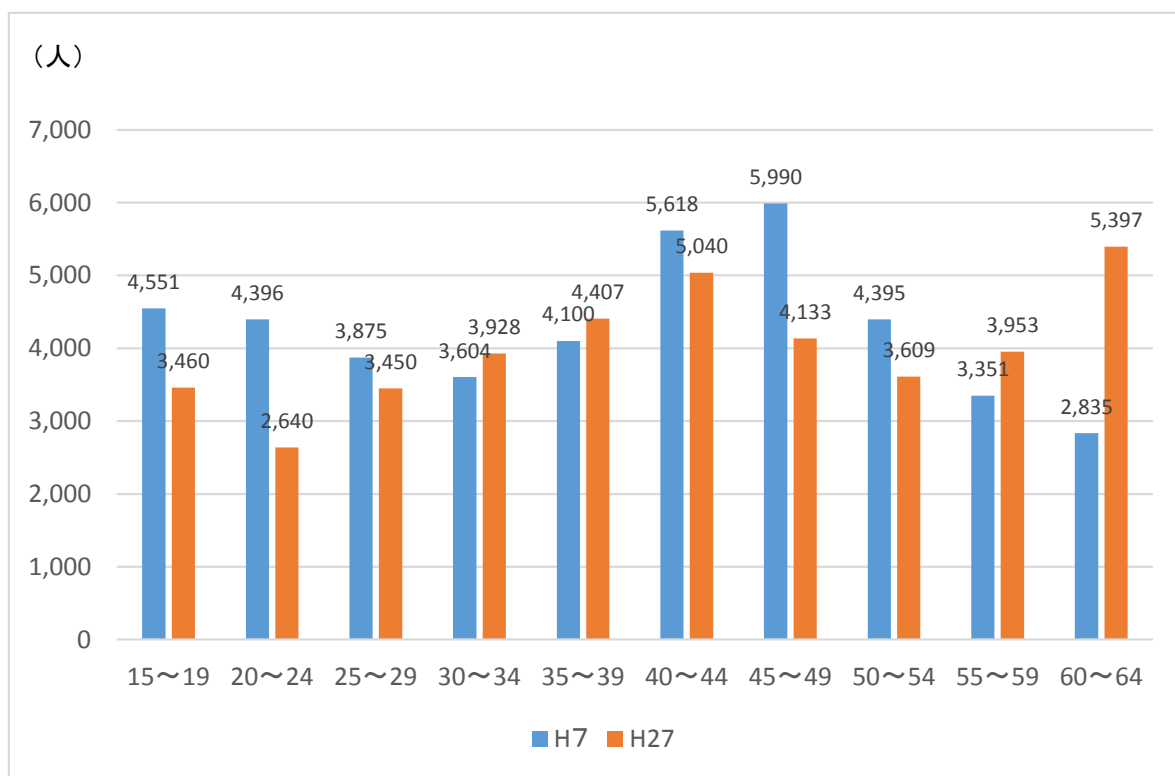
②年代別生産年齢人口

年齢別生産年齢人口は、図2に示すとおり、24歳以下及び40代の層が大きく落ち込み、50歳以上の層が大きく伸長しているため、高齢化が進行していることがわかる。

ただし、平成7年30～34歳の層とその20年後である平成27年50～54歳の層を比較すると、ほぼ同数となっているため、定住化も同時に進行していることがわかる。40歳以上は同傾向と考えてよいであろう。

25歳未満の年齢層は出生率低下による減少及び大学進学、卒業を契機としての転出によるものと考えられ、U I Jターンに資する施策が必要である。

図2 年代別生産年齢人口



出典) 総務省統計局 平成27年国勢調査

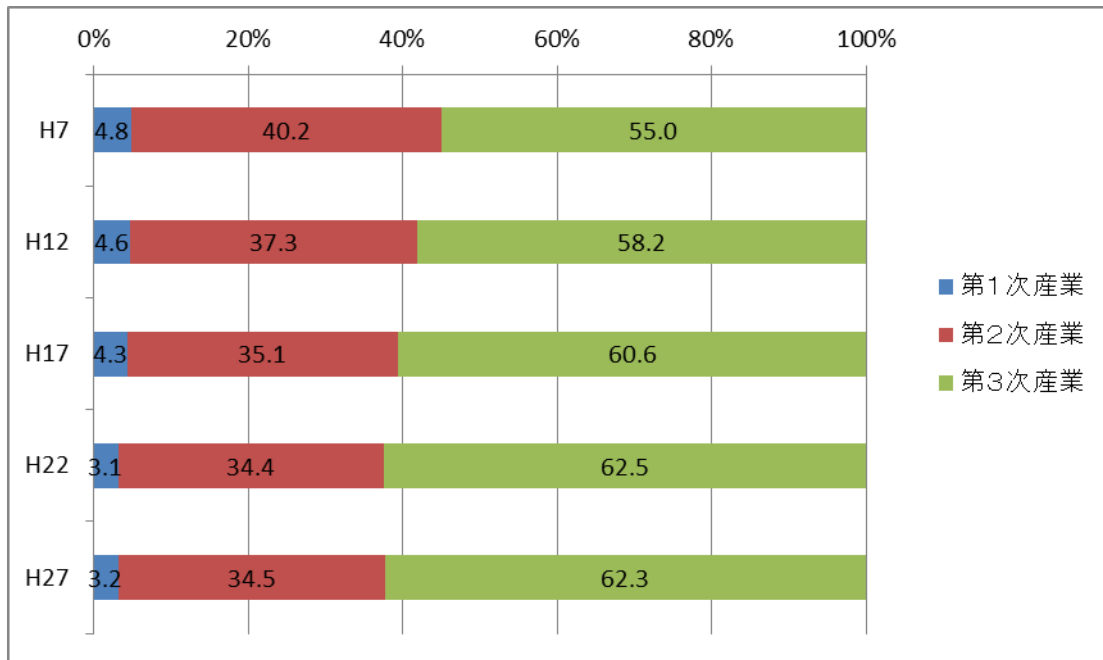
③産業構造

産業別就業者は、表2及び図3に示すとおり、第三次産業の占める割合が高くなっていることがわかる。また、第一次産業及び第二次産業の占める割合は減少傾向にあり、逆に第三次産業の占める割合が増加傾向にある。

表2 産業別就業人口

		第1次産業	第2次産業	第3次産業	計
H7	人	1,445	12,076	16,555	30,076
	%	4.8	40.2	55.0	
H12	人	1,369	11,211	17,506	30,086
	%	4.6	37.3	58.2	
H17	人	1,272	10,439	18,040	29,751
	%	4.3	35.1	60.6	
H22	人	815	9,078	16,487	26,380
	%	3.1	34.4	62.5	
H27	人	940	10,067	18,198	29,205
	%	3.2	34.5	62.3	

図3 産業別就業人口



出典) 総務省統計局 国勢調査結果

④市内事業所の状況

市内事業所の状況は、表3に示すように、卸売業、小売業をはじめ、建設業、宿泊業、飲食サービス業が半数を占めるが、その他にも生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉等多岐に渡る。

表3 市内事業所数

産業小分類	事業所数	産業小分類	事業所数
A~R 全産業 (S公務を除く)	2442	J 金融業, 保険業	40
A~B 農林漁業	8	K 不動産業, 物品賃貸業	116
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	7	L 学術研究, 専門・技術サービス業	77
D 建設業	400	M 宿泊業, 飲食サービス業	341
E 製造業	135	N 生活関連サービス業, 娯楽業	245
F 電気・ガス・熱供給・水道業	8	O 教育, 学習支援業	77
G 情報通信業	15	P 医療, 福祉	158
H 運輸業, 郵便業	61	Q 複合サービス事業	11
I 卸売業, 小売業	603	R サービス業 (他に分類されないもの)	140

出典) 総務省統計局 平成26年経済センサス基礎調査結果

⑤中小企業者の状況

中小企業者の状況は、表4に示すように、平成21年から平成30年にかけて133件減少している。内訳としては、小売業が50、飲食業が32、製造業が29と、3業種が8割を占める。

表4 業種別商工会員数

	H21	H25	H30	H30-H21
建設業	402	403	402	0
製造業	125	107	96	-29
卸売業	39	36	33	-6
小売業	332	312	282	-50
飲食業	192	170	160	-32
サービス業	360	342	349	-11
その他	43	34	38	-5
合計	1,493	1,404	1,360	-133

出典) 鹿嶋市商工会 総代会議案書

以上のことから、本市では、超少子高齢社会や生産年齢人口の減少、事業継承者の不足等に対応するためには、労働生産性の向上を目的に、市内中小企業者の先端設備等の導入を支援していくことが求められている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、茨城県鹿行地域の中核として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、卸売業、小売業、建設業、飲食サービス業等と多岐に渡り、多様な産業が本市内の経済、雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電設備については、景観や環境に配慮するため、発電電力を自ら消費する設備及び発電電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって、発電又は売電事業以外の市内の自己の所有に属する事業所に付帯し設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、鹿島臨海工業地帯をはじめ、鹿嶋市役所、大野出張所及び鹿島神宮周辺等広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、試作品開発や生産プロセス改善等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。

- ・ 公序良俗に反する取組，反社会的勢力との関係が認められるもの及び次に掲げる事業については，先端設備等導入計画の認定の対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。

- 以下「風適法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する事業

- ② 風適法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業

- ③ 茨城県テレホンクラブ営業に係る利用カード等の販売等の規制に関する条例（平成13年茨城県条例第68号）第2条第3号に規定する利用カード等の販売業に該当する事業

- ・ 市税等に未納のある事業者は，先端設備等導入計画の認定の対象としない。